

不足額給付についてのよくあるご質問と回答

Q1 不足額給付とは何ですか。

「不足額給付」とは、令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給額に不足が生じる次の場合等に、令和7年度に追加で給付を行うものです。

【不足額給付Ⅰ】

調整給付金の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したことで、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた場合。

【不足額給付Ⅱ】

令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額が0円であり、本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ令和5年度及び6年度低所得者世帯向け給付(※)の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合。

※令和5年度物価高騰対策支援給付金(非課税世帯7万円、均等割世帯10万円)

令和6年度物価高騰対策支援給付金(非課税世帯10万円、均等割世帯10万円)

≪不足額給付Ⅱの給付対象となる例≫

A 合計所得48万円超の方

B 青色事業専従者、事業専従者(白色)

Q2 私は不足額給付の対象ですか。

不足額給付の対象となる方には、令和7年7月22日以降8月29日までの間に、給付金額を記載した書類を送付いたしましたので、ご確認ください。**また、これまで書類を送付した方のうち、手続きがお済みでない方には、再度書類を送付しております(当初書類が7月発送の方には9月12日に、8月発送の方には10月1日に送付)。**

ただし、対象要件等により、ご自身で申請が必要な方もいます。Q1の要件をご確認いただき、対象と思われる方は申請してください。

Q3 不足額給付の開始はいつからですか。

不足額給付の対象となる方には、令和7年7月22日以降8月29日までの間に、給付金額を記載した書類を送付いたしました。当市の定額減税調整給付対策室で口座を把握できている方については、書類に記載の支給日に振込みさせていただきます。口座等把握できていない方等については、申請後、順次振込みさせていただきます。

Q4 「住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」とが異なる場合は、不足額給付はどこから支給されますか。

令和7年度住民税を課税している自治体から支給されます。

Q5 令和6年中に、他の自治体から鶴岡市に転入しました。不足額給付はどこから支給されますか。

住民税は、原則として1月1日現在の住所地の自治体で課税されますので、令和7年度鶴岡市で課税された場合は、鶴岡市が不足額給付の対象かどうか判定します。対象者には通知をお送りします。

Q6 令和7年5月に鶴岡市に転入しました。不足額給付は鶴岡市から支給されますか。

鶴岡市から不足額給付の支給はありません。令和7年1月1日時点で住民登録がある自治体が不足額給付の算定を行います。

Q7 令和6年度調整給付の対象だったか知りたいのですが。

令和6年度の定額減税調整給付金(当初給付分)対象者には、令和6年7月末に申請書等をお送りし、振込みさせていただいています。

※振込みの名義は、「ツルオカシチヨウセイ」です。

なお、申請受付は令和6年10月31日で終了いたしました。

Q8 令和6年度調整給付の案内が届きましたが、申請を漏らしていました。未受給の令和6年度調整給付の分も合わせて不足額給付として受給できますか。

未受給の令和6年度調整給付金を受給することはできません。

Q9 源泉徴収票の摘要欄に控除外額が記載されていた場合は、不足額給付が支給されますか。

令和6年度調整給付の対象でない場合、もしくは、控除外額が令和6年度調整給付の額を上回っている場合は、不足額給付の対象となることが見込まれます。

なお、複数の事業所からの収入がある場合等には、全ての課税状況から総合的に判断する必要があります。控除外額がそのまま不足額給付として給付されるものではありません。

Q10 源泉徴収票が複数あり、源泉徴収税額の合計は18,000円です。定額減税控除済額も控除外額も記載されていません。不足額給付で精算されますか。

複数の事業所からの収入等がある場合には、全ての課税状況と令和6年度の調整給付の状況から総合的に判断し、不足額給付額がある場合は給付されます。

Q11 住民税所得割とは何ですか。

住民税には、一定の所得がある方に均等に負担していただく「均等割」と、所得と控除に応じて負担していただく「所得割」があります。

令和6年度住民税の定額減税は、所得割が課税された方が対象となり、所得割からのみ減税されました。

Q12 定額減税対象の扶養人数の確認方法がありますか。

住民税の納税通知書、源泉徴収票または確定申告書で、届出状況を確認することができます。

Q13 令和6年度住民税と令和6年分所得税の被扶養者の数が異なる場合は、どちらの扶養人数で定額減税可能額は計算しますか。

住民税は令和5年12月31日時点、所得税は令和6年12月31日時点の扶養人数と、それぞれ時点が異なります。定額減税可能額は、どちらか一方の扶養人数を使用するのではなく、税種別ごとに各々の扶養人数を基に計算します。

Q14 受給した不足額給付金は、課税されますか。

不足額給付金は、所得税や住民税などの課税はされません。

また、差し押さえの対象とはなりません。

Q15 令和5年12月31日時点では親の扶養に入っていましたが、就職して令和6年分所得税が課税されました。不足額給付の対象になりますか。

令和5年は無収入だった場合でも令和6年分所得税が課税された場合は、所得税が定額減税の対象となります。また、減税しきれなかったときは、住民税分と合わせて、不足額給付の対象となります。

Q16 外国人は、不足額給付の対象となりますか。

外国人か日本人かに関わらず、令和7年1月1日時点で国内居住者であれば、対象となる場合があります。

Q17 生活保護受給者は、不足額給付の対象となりますか。

生活保護の受給の有無に関わらず、令和7年1月1日時点で国内居住者であれば、対象となる場合があります。

Q18 令和7年7月15日に死亡した父は、令和6年分所得税、令和7年度住民税が課税されています。不足額給付の対象となりますか。

口座を記入した「確認書」をご返送いただく方は、確認書を本人が郵送する時に生存していれば対象となります。申請後に亡くなられた場合は、相続人の方が受給できます。

口座、振込期日が記載された「お知らせ」が届いた方は、郵送物を本人が受領していれば対象となります。

※申請書等の印刷時期の関係で、亡くなられた方宛てに届く場合があります。申し訳ありませんが、ご了承ください。

Q19 令和6年度に調整給付の支給を受けましたが、年末調整で全額減税されました。受給した調整給付は返納が必要ですか。

令和6年度調整給付が過大に支給されていた場合でも返納は求めません。

Q20 会社の給与事務担当者です。令和6年分定額減税事務を行いました。不足額給付について会社で手続きする必要はありますか。また、会社に不足額給付の通知が届きますか。

令和6年度調整給付同様、令和7年度の不足額給付の通知は、市で対象の方に直接送付いたしますので、会社でお手続きいただく必要はございません。

また、不足額給付の通知は、ご自宅の住所に郵送されます。住民税が給与から特別徴収(給与からの差し引き)されている方について会社に通知が届くことはありません。

Q21 非課税の者でも不足額給付を受けることができる場合があると聞きましたが、どのような場合ですか。

令和7年度新たに以下に該当する方が、不足額給付Ⅱの給付の対象となります。

- ・本人として定額減税の対象外である方
- ・税法上の扶養親族等として定額減税の対象外である方
- ・令和5年度及び6年度低所得者世帯向け給付(Q1の※参照)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

≪不足額給付Ⅱの給付対象となる例≫

A 合計所得48万円超の方

B 青色事業専従者、事業専従者(白色)

Q22 令和5年中は所得 1,000 万円超の夫の同一生計配偶者でしたが、令和6年中に夫が死亡し、働き始めました。令和6年中の所得が48万円を超えていますが、寡婦なので所得税・住民税は非課税です。不足額給付の対象ですか。

不足額給付Ⅱの給付の対象となる可能性があります。

令和6年度住民税においては、扶養親族の定額減税の対象外で、かつ、令和6年分所得税においても税額が発生していないため定額減税の対象外です。

令和5年度及び6年度低所得者世帯向け給付(Q1の※参照)を受給していない場合、対象となる可能性があります。

Q23 給付はなぜ1万円単位切上げで支給されるのですか。

- ・国民にとってわかりやすいこと
- ・地方自治体における事務負担の軽減
- ・令和6年度に所得税額を推計して活用することから、令和7年度の実績が若干異なっても給付額に違いが生じにくいこと

等の理由から、超過給付が発生するとしてもより望ましい方法であると考えています。

Q24 修正申告等で不足額給付の金額が増える(新たに金額が発生する)場合はどうなりますか。

不足額給付算定の基準日は、国で設定した令和7年6月2日ですが、鶴岡市では7月31日(木)までに各種申告書等の市への提出(またはデータの到着)により税額変更があった場合は、その内容も加味し算定いたします。

8月以降に提出(または到着)の申告書等により、給付金額の修正を行う予定はありません。

※所得税の確定申告書等は、市へデータが到着するまでに相当の時間を要する場合があります。

7月中に申告を行ったとしても反映されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q25 外国人の技能実習生です。租税条約に基づいて給与所得には課税の免除が適用されています。会社から発行された源泉徴収票では「源泉徴収時所得税減税控除済額0円、控除外額30,000円」と記載されていました。30,000 円の不足額給付を受給できますか。

この場合、不足額給付は受給できません。租税条約が適用される所得は課税所得とされないため、令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割額がともに0円の場合は、定額減税の対象外となり、源泉徴収票に記載があった場合でも、不足額給付の対象にはなりません。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたらコールセンターにお問い合わせください。
電話のかけ間違いがないように、電話番号を確認してください。
回線の混雑時は少し時間をおいてからかけ直してください。

鶴岡市定額減税調整給付金コールセンター

電話番号：**0120-002-205**(フリーダイヤル)

受付時間：午前8時半から午後8時まで(土・日・祝日含む)

E-mail：genzei-chkf@city.tsuruoka.yamagata.jp